

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第6号

みらい

静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町 6-8

☎:354-2616 / 📠:352-7732 / E-mail:seishounen@city.shizuoka.lg.jp

http://www.city.shizuoka.jp/000_000063.html

子ども若者相談センターを紹介します

子ども若者相談センターでは、概ね39歳までの困難を抱える子ども・若者とその保護者への面接相談・電話相談を行っています。高校生ぷらっとサロン、適応指導教室、ヤングケアラー支援も行っています。ぜひご利用ください。

【面接相談】 担当相談員と問題の解決に向けて継続的に相談を重ねていきます。
☎054-221-1314（祝日・年末年始をのぞく月～金曜日 8:30～17:15）※予約制
不登校・いじめ・子どもの性格行動・青少年の将来に対する不安 など
お悩みの方はぜひご相談ください。

【電話相談】

☆こころのホットライン

☎フリーダイヤル 0120-783-370（祝日・年末年始をのぞく月～金曜日 9:00から17:00まで）

☆静岡市24時間いじめ電話相談

☎054-254-6811（毎日24時間受け付けています。）

高校生ぷらっとサロン

高校生年代の居場所として、自由に過ごせる場所。（時間内の入退室は自由）

おしゃべり・ゲーム・読書・自習等

原則、火曜日・水曜日・木曜日に開催

14:00～16:30 予約不要

静岡市中央体育館3階・南部図書館2階

清水区キラシティ2階

適応指導教室

ふれあい教室（葵区）

ががやく教室（駿河区）

はばたく教室（清水区）

まずは、面接相談にお申し込みください

ヤングケアラー支援

コーディネーターによるアウトリーチ支援
（学校訪問や本人及び家族面談）

お気軽にお問い合わせください

☎054-221-1314



子ども若者相談センター 令和5年4月～7月の相談状況（7月31日現在）

(1) 面接相談 相談対象者別件数

相談対象者	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
	0	84	190	38	18	330

(2) 電話相談 相談対象者別件数（のべ回数）

	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
こころのホットライン	7	16	36	12	35	106
24時間いじめ電話相談	1	16	20	82	32	151

「青少年のインターネット利用環境実態調査」より

令和4年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」が3月に報告されました。その中から「年齢別の子どものインターネット利用時間」を集計し、「平均利用時間」に着目しました。

- ◆ 10歳を超えると大きく伸びます
- ◆ 中学生はほぼ4時間以上、高校生年代は5時間以上の利用となっています
- ◆ 11歳以上では3時間以上の利用が半数を超え、13歳以上では4時間以上の利用が半数を超えます

年齢別の子どものインターネット利用時間の割合【各利用機器※の合計】

年齢	1h未満	1~2h未満	2~3h未満	3~4h未満	4~5h未満	5h以上	わからない	無回答	人数	平均時間(分)	3時間以上(%)	4時間以上(%)
0	50	14.3	—	21.4	—	7.1	—	7.1	14	90	28.5	7.1
1	31.6	26.3	31.6	2.6	2.6	—	5.2	—	38	81.5	5.2	2.6
2	21.9	17.1	28.6	15.2	5.7	5.7	3.8	1.9	105	120.9	26.6	11.4
3	26	25	26	12	3	6	1	1	100	110.2	21	9
4	21.5	34.7	24.3	0.9	6.9	0.7	3.5	1.4	144	96.6	8.5	7.6
5	28.2	26	22	9.6	5.6	5.1	2.8	0.6	177	108	20.3	10.7
6	16.3	30.6	23	17.9	7.1	3.6	1.5	—	196	121.8	28.6	10.7
7	17	28.5	23.4	14.5	6.4	8.5	1.3	0.4	235	136.4	29.4	14.9
8	15	31.1	25.2	13.4	4.7	5.1	5.1	0.4	254	124.7	23.2	9.8
9	15.5	24.7	24.7	16.5	9.3	6.5	1.7	1	291	139.6	32.3	15.8
10※	10.6	15.8	21.3	12.9	11.9	22.9	4.5	—	310	207.1	47.7	34.8
11	7.7	16.6	20.6	17.9	12.4	22.3	2.5	—	403	207.6	52.6	35.7
12	9.3	12.5	16.3	17.6	13.1	29.3	1.9	—	375	234.9	60	42.4
13	2.6	10	15.2	18.7	15.7	34.8	2.8	0.8	428	270.2	69.2	50.5
14	2	8.6	13.8	17.8	15.1	38.4	3.8	—	370	287.2	71.3	53.5
15	1.6	5.4	12.8	15.1	16.9	43.8	4.3	0.2	445	320.9	75.8	60.7
16	1.3	4.2	12.2	14.3	12.9	51.4	3.6	—	449	343.6	78.6	64.3
17	1.7	4.7	10.4	12.4	14.1	49.9	6.5	0.2	403	341.1	76.4	64

※ 9歳以下は保護者が回答。10歳以上は本人が回答。

「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)をもとに作成

※ 各利用機器とは、スマートフォン、契約していないスマートフォン、携帯電話、自宅のPC、学校から配布のPC、ゲーム機、テレビ等

「インターネット利用について家庭のルールの有無」別利用時間の割合

ルール	1h未満	1~2h未満	2~3h未満	3~4h未満	4~5h未満	5h以上	わからない	無回答	人数	平均時間(分)	3時間以上(%)	4時間以上(%)
あり	5.1	11.4	17.7	16.6	14.6	31.8	2.8	0	2144	254.5	63	46.4
なし	2.6	4.6	9.4	14.2	13.2	51.3	4.5	0.3	798	342	78.6	64.5

※ 10歳以上の本人が回答したものを集計

「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)より抜粋

「家庭でインターネットの利用についてルールの有無」の比較では、上表の通りでした。

- ◆ 家庭でのルールづくりは、インターネット利用時間抑制になると考えられます。

当課では、7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」リーフレット等で、「家庭のルールづくり」を以下のように勧めています。

インターネット利用に関する家庭のルールを考えましょう。

実態	<ul style="list-style-type: none"> ・95.0%: 青少年の保護者のフィルタリングの認知の割合 (令和4年度青少年インターネット利用環境実態調査結果) ・78.1%: インターネット利用に関する家庭のルールを決めていると回答した保護者の割合 ・84.9%: 子供のネット利用を管理していると回答した保護者の割合 ・86.1%: インターネットに関する啓発や学習を受けた経験のある青少年の割合
----	--

子供の主張、保護者の意見を出し合い、ルールを作ろう

話し合い

- フィルタリングサービス(※)を必ず利用すること
- 1日の利用時間や使う内容のこと
- 危険なサイトにはアクセスしないこと
- ネット上に個人情報や写真を載せないこと
- ルールを守れなかった場合のこと など

※保護者には、青少年が携帯電話インターネットサービス接続役務の提供を受ける場合、フィルタリングサービスを利用する努力義務があります。【県条例】

「青少年の非行・被害防止強調月間リーフレット」より